



議案第二十七号

三朝町スポーツ振興審議会条例の廃止について

三朝町スポーツ振興審議会条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町スポーツ振興審議会条例を廃止する条例

三朝町スポーツ振興審議会条例（昭和三十八年三朝町条例第十五号）は
廃止する。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。